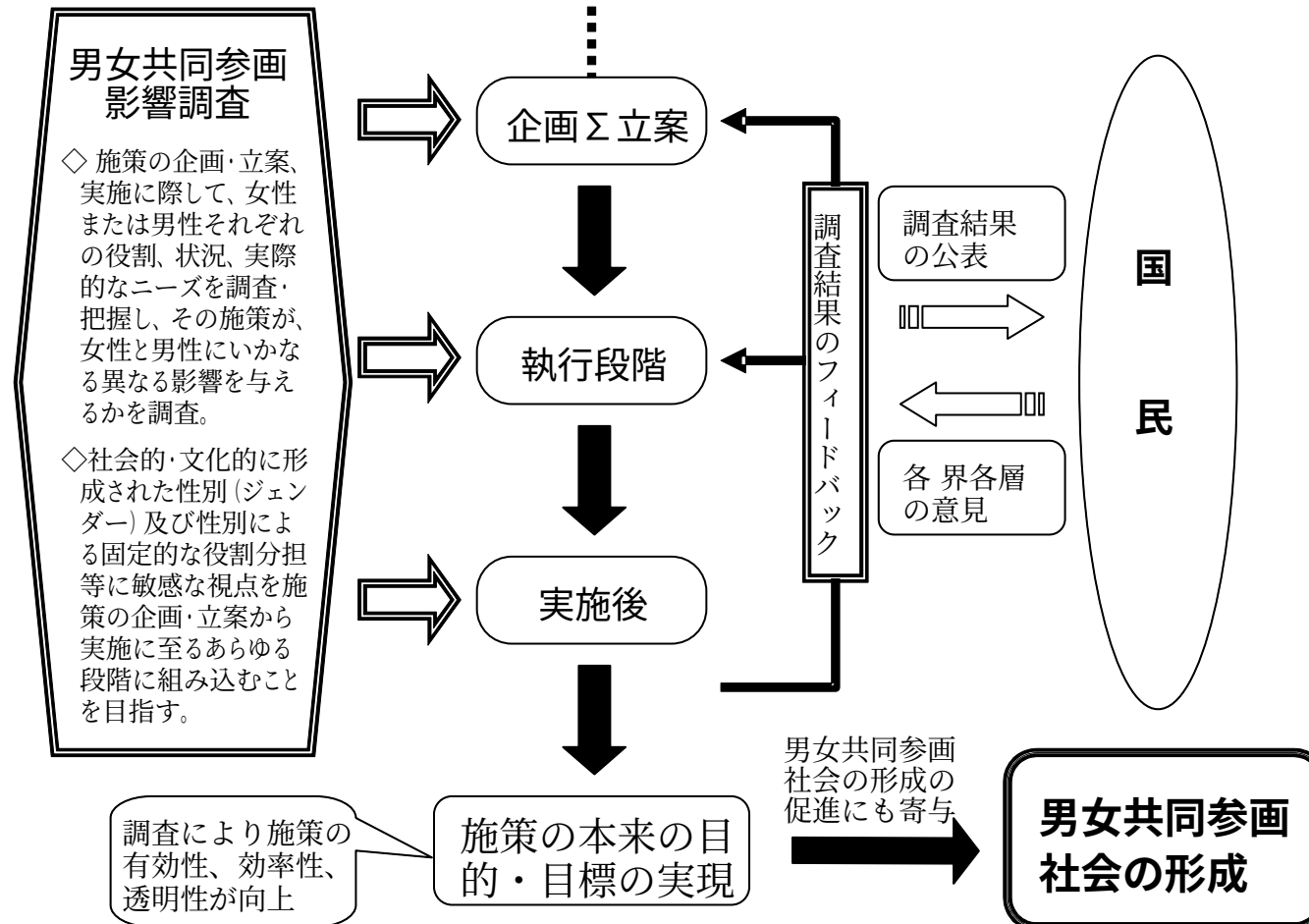


1. 男女共同参画影響調査概念図

政府の施策

男女共同参画社会の形成の促進のためには、
従来の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（狭義の男女共同参画関連施策）
に加え、
一見して男女平等や女性の地位向上とは無縁であるような目的・手段をもつ施策であるが、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（広義の男女共同参画関連施策）
をも視野に入れた取組が必要となる。



男女共同参画影響調査

○男女共同参画影響調査の方法

➤対象となる施策

特に、「政府の重点施策」、「性別による偏りが大きいと予想される施策」、「資源投入量が多い施策」が考えられる

➤調査の主体

- ・内閣府に設置される男女共同参画会議とともに、内閣府男女共同参画局及び各府省も同調査を行うことを期待
- ・調査に当たっては、内閣府男女共同参画局、各府省、調査対象分野の専門家、男女共同参画分野（女性学・ジェンダー研究等）の専門家等の連携が必要

➤調査の時期

施策の内容等によって、「施策の企画・立案段階における実施前（事前）」、「施策の執行段階における実施開始後（進行中）」、「施策の結果に関する施策実施後ある程度時間を経た後（事後）」が考えられる

➤調査項目の基本的な考え方ー施策に望まれること

- ・女性、男性双方の実際的なニーズを満たすように努める
- ・女性、男性のいずれかが施策の便益から排除されないようにする
- ・施策の企画・立案、また事後において施策の対象となる女性、男性双方の意見を聴くようにする
- ・行政において、施策の企画・立案、実施において女性、男性双方が参加する

○男女共同参画影響調査に係る体制

- ・内閣府男女共同参画局と各府省の緊密な連携、外部の専門家との連携
- ・各府省の様々なレベルを対象とした、調査に関する理解を深めるための研修・訓練の実施

○実効性の確保

- ・各府省の担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、相互の連携を確保
- ・調査結果については公表し、広く社会に問い、各界各層の意見を取り入れていく

2. 男女共同参画影響調査手法例

影響調査は、男女共同参画社会の形成に及ぼす施策の効果（アウトカム）及び波及効果（副次的効果）あるいは意図しない効果を調査し、男女共同参画の視点から施策の改善すべき点を明らかにする調査。

実施主体
男女共同参画会議
関係府省、地方公共団体

調査

調査項目 1

女性と男性のそれぞれの役割や状況、女性と男性が実際に必要としている事柄等を調査・把握する。

調査手法例

調査手法 1

調査事例：健康ちば 2 1 の策定

①検討対象とする施策に関する指標を男女別に収集し、女性と男性で比較をする。	「健康ちば 2 1」を策定するにあたり、男女の区分を重視してデータを収集。 (例) 性別年齢別死因、性別骨折の割合等
②データから男女共同参画の視点から女性と男性について明確な違いが存在するか否かを検討する。	男女別死因、女性特有の疾病等収集したデータから女性と男性の明確な違いを検討。
③女性と男性に対応した政策に見直す。	男女別データの取得の推進を図ることが施策の見直しとしては考えられる。一方、千葉県では女性専用外来を県立病院に設置。

影響調査の効果的な実施のために

- ・性別データの収集・整備
- ・女性と男性の意見等の収集方法の活用
- ・外部の専門家との連携
- ・関係府省（部局）間の連携
- ・研修の実施
- ・事例の収集と手法の開発

調査項目 2

女性と男性に対する施策の効果（アウトカム）及び波及効果（副次的効果）あるいは意図しない効果を検討する。

分析・評価

施策によって男女が享受できる便益に格差がある場合、男女が等しく便益を享受できるように施策の改善されるべき点を明らかにする。

調査手法例

調査手法 2

調査事例：配偶者に係る税控除

① 検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているか明らかにする。	年収 103 万円を境にその配偶者の所得課税に配偶者控除が適用されなくなることから二つの選択肢が考えられる。①配偶者は年収が 103 万円以下になるように働く、②配偶者は年収が 103 万円を超えて働く。
②－ 1 どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。	就業調整を行った女性パートタイム労働者の所得分布は年収 90 万～110 万が一番高い。女性 30～44 歳の再入職の 7 割近くはパートである。年収 103 万円以下になるように働いていると考えられる。
②－ 2 各選択肢への国民の選好度を把握し、前記の実際の選択との乖離等を見る。	20 代後半から 30 代前半の女性で就業を希望する者は多く、潜在的な労働力率は高い。また、再就業において「正社員として働ける会社がない」の割合が増加していることから、年収 103 万円を超えて働きたいという意向は強いものと思われる。
③－ 1 各選択肢が選ばれた理由等は何かを明らかにする。	意識調査から女性が年収などについて就業調整を行う理由に「年収 103 万円を超えると税金を支払わなければならないから」、「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり配偶者特別控除が少なくなるから」等を挙げている。
③－ 2 各選択肢が所得等の面でどのような違いをもたらすかを適切な指標等により明らかにする。	就業調整した場合、実際に減額された税額は生涯を通じて 112 万円程度。生涯可処分所得は女性が「退職後パート」の場合は、女性が継続して勤務した場合と比べ、1 億円以上減少する。
④ 自由な選択を可能とする上で改善が必要な場合には中立性確保のため制度・慣行を見直す。	配偶者控除・配偶者特別控除は、国民の負担に与える影響を調整するよう配慮しつつ、縮小・廃止する。